

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則

(地域復興支援課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

○附属機関の役職に充てる職員に指定に関する規程の一部を改正する訓令

(同)

一

○文書規程の一部を改正する訓令

(私学文書課)

二

○本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

(市町村課)

二

○庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

(震災復興・企画総務課)

二

○行政情報ネットワークの管理及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

(情報システム課)

二

る訓令

告 示

○平成十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部改正

(会計課)

二

規 則

国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則

国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則(昭和二十九年宮城県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「宮城県企画部地域振興課」を「宮城県震災復興・企画部地域復興支援課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一企画部長の企画総務課に係る専決事項の項中、「企画部長」を「震災復興・企画部長」に改め、「企画総務課」を「震災復興・企画総務課」に改め、同表企画総務課長の専決事項の項中、「企画総務課長」を「震災復興・企画総務課長」に改め、同表企画部長の政策課に係る専決事項の項中、「政策課」を「震災復興政策課」に改め、同表政策課長の専決事項の項中、「政策課長」を「震災復興政策課長」に改め、同表企画部長の地域振興課に係る専決事項の項中、「地域振興課」を「地域復興支援課」に改め、同表地域振興課長の専決事項の項中、「地域振興課長」を「地域復興支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月二十二日から施行する。

○宮城県訓令甲第十二号

附属機関の役職に充てる職員に指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員に指定に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県防災会議の項から宮城県国民保護協議会の項までの規定中、「企画部長」を「震災復興・企画部長」に、「企画部次長」を「震災復興・企画部次長」に改め、同表宮城県交通安全対策会議の項中、「企画部長」を「震災復興・企画部長」に、「企画部総合交通対策課長」を「震災復興・企画部総合交通対策課長」に改め、同表宮城県青少年問題協議会の項中、「企画部総合交通対策課長」を「震災復興・企画部総合交通対策課長」に改め、同表宮城県地方港湾審議会の項中、「企画部次長(企画部長)」を「震災復興・企画部次長(震災復興・企画部長)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月二十二日から施行する。

○宮城県訓令甲第十三号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号(1)中「企親第 号 企画部」を

「復企親第 号 震災復興・企画部」に、同号(2)中

「企第 号 企画総務課」を「復企第 号 震災復興・企画総務課」に、

「政第 号 政策課」を「復政第 号 震災復興政策課」に、

「地振第 号 地域振興課」を「地復第 号 地域復興支援課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月二十二日から施行する。

○宮城県訓令甲第十四号

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

本人確認情報の管理に関する規程（平成十四年宮城県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第五号を次のように改める。

五 震災復興・企画部情報政策課長

附 則

この訓令は、平成二十三年四月二十二日から施行する。

○宮城県訓令甲第十五号

庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

庁議の設置及び運営に関する規程（昭和四十年宮城県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「企画部長」を「震災復興・企画部長」に、「企画部企画総務課長」を「震災復興・企画部震災復興・企画総務課長」に改め、同条第三項中「企画部長」を「震災復興・企画部長」に改める。

第六条及び第七条中「企画部長」を「震災復興・企画部長」に改める。

第八条中「企画部企画総務課」を「震災復興・企画部震災復興・企画総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月二十二日から施行する。

○宮城県訓令甲第十六号

行政情報ネットワークの管理及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

行政情報ネットワークの管理及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

行政情報ネットワークの管理及び運営に関する規程（平成四年宮城県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「企画部情報システム課長」を「震災復興・企画部情報システム課長」に改める。

第十条第一項中「企画部情報システム課」を「震災復興・企画部情報システム課」に改める。

第十二条中「企画部長」を「震災復興・企画部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月二十二日から施行する。

○宮城県告示第三百二十二号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月二十二日から施行する。

平成二十三年四月二十二日

告 示

第二条中「企画部」を「震災復興・企画部」に改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩